

# 1

## 第 1 章

### 都市計画マスタープランについて



## 1 目的

都市計画マスタープランは、市民・事業者等の理解と協力の下、雇用を創出する産業の振興、定住化を促進する生活環境の整備を図るため、その前提となる土地利用や市街地形成等について具体的な将来像を定めるものです。また、道路、公園、下水道等の施設整備の課題への対応として、中長期的な取組の方向を明らかにするものです。

## 2 見直しの背景

本市では、平成18年（2006年）に旧姫路市の、平成12年（2000年）に旧香寺町の都市計画マスタープランを策定し、その後、人口減少・超高齢社会の到来、東日本大震災を契機とした安全・安心なまちづくりへの要請等に対応するため、平成27年（2015年）に前計画となる「姫路市都市計画マスタープラン」を策定しました。また、平成30年（2018年）には、持続可能な都市構造の構築に向けて、公共交通の充実を図りながら、住宅や市民生活を支える都市機能の立地の適正化を図るための「姫路市立地適正化計画」を策定しました。

前計画の策定時から現在に至るまでにおいても、人口減少や少子高齢化の進行など、本市を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題が生じています。そのため、令和3年（2021年）に策定した「姫路市総合計画」や都市施設整備の進捗等を踏まえつつ、本市を取り巻く環境の変化や新たに生じた課題に的確に対応するため、「姫路市都市計画マスタープラン」を改定します。

### ■本市を取り巻く環境の変化

- 人口減少と少子高齢化の進行
- 市民の意識や公共サービスの変化
- 高度情報化による新しい社会の到来
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた動き
- 大規模自然災害等への危機感の高まり
- 新型コロナウイルス感染症の流行による社会経済情勢の変化



前回改定した時から、姫路市を取り巻く環境は大きく変わってるんだね！

そうなんだ。これまでと同じ取組を進めるのではなくて、都市計画マスタープランを改定して新たな課題に対応する方針を示すことで、時代の変化に適応したまちづくりを進めていくよ。

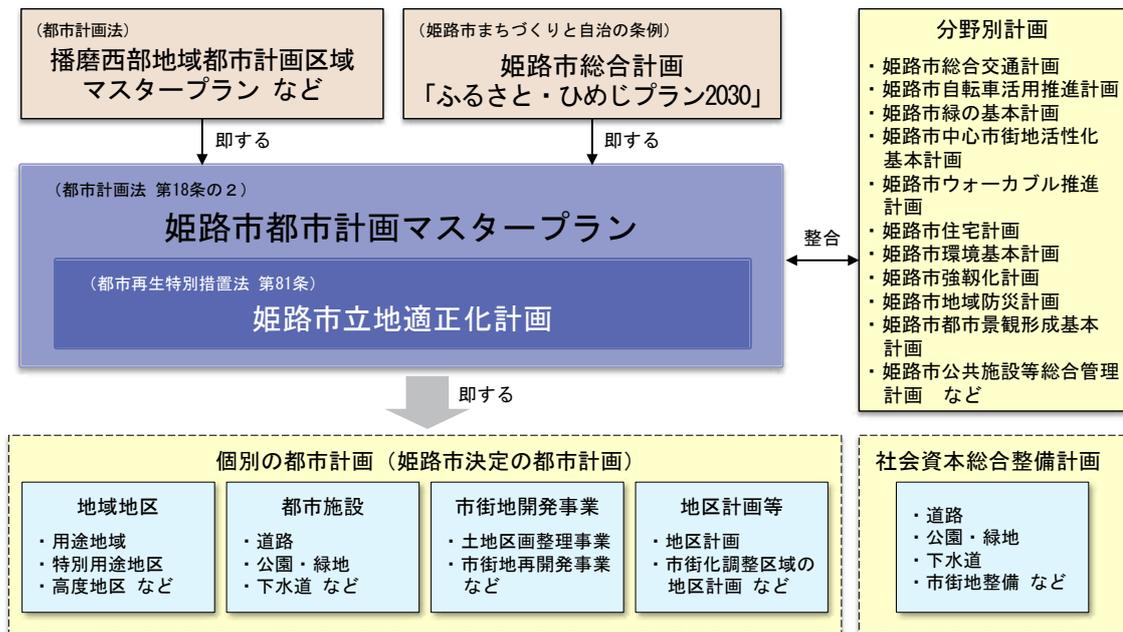


### 3 位置付け

本計画は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、兵庫県が定める「播磨西部地域都市計画区域マスタープラン」等や本市の最上位計画である「姫路市総合計画」に即し、各分野の関連計画との整合・連携を図りながら本計画を推進します。

また、都市計画法に基づき本市が定める土地利用規制や各種施設計画の決定・変更の指針となるほか、「社会資本総合整備計画」の上位の方針として位置付けます。

#### ■本計画の位置付け



### 4 構成等

#### (1) 対象区域

対象区域は、都市計画区域を中心とした市内全域(約534km<sup>2</sup>)とします。

#### (2) 目標年次

目標年次は、令和32年(2050年)とします。ただし、上位計画等が改定された際には、必要に応じて本計画の見直しを行います。

#### (3) 構成

市内全域を対象とした「全体構想」と、地域ブロックごとに定める「地域別構想」の2段階構成とします。

■本計画の構成

**全体構想**・・・目指す都市像と将来都市構造を定めた上で、その実現に向けた分野別の基本方針を明らかにします。

都市づくりの目標

- 目指す都市像
- 目標とする都市構造

分野別の基本方針

- 土地利用
- 生活環境
- 交通
- 防災
- 水と緑
- 景観
- 市街地整備



**地域別構想**・・・全体構想を基本として市域を地域ごとに区分し、それぞれの地域づくりの基本的な方向を示すものです。本市の地勢、交通網、沿革等を考慮し、市域を5つに分けた「エリア」を単位とします。

地域づくりの方針

- 城央エリア
- 南西エリア
- 南東エリア
- 北東エリア
- 北西エリア



**実現化方策**・・・将来像の実現に向けた取組と都市計画マスタープランの見直しの考え方を示します。